

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

受給には手続きが必要です。

住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給額

1世帯あたり **10万円**
※1世帯1回限り

支給方法

原則、世帯主名義で登録されている預貯金口座に振り込みます。

受給権者

支給対象となる世帯の世帯主

支給時期

確認書（または申請書）を受理した日から3週間後を目安に支給します。振り込み手続き完了後、支給決定のお知らせを順次郵送します。

支給対象と申請の有無

支給対象は、下記のいずれかに該当する世帯です。

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の**住民税均等割が非課税**の世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯を除く

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し世帯全員が**住民税非課税相当**の収入となった世帯（家計急変世帯）

令和3年12月10日時点で桐生市に住民登録のある世帯に、確認書を郵送します（返送が必要です）。
※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは、3ページ①へ

申請が必要です

詳しくは、3ページ②へ

3回目の

ワクチン接種に向けて

こんにちは
市長です



未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対して、不安な思いを抱えている人も多いかと思えます。市では、現在、3回目のワクチン接種に向けて準備を進めており、対象者には順次、接種券を送付しています。

2月からは、一般向けの3回目接種を開始します。家族や友人など、大切な人を守るためにも、積極的に接種をしていただけるよう、お願いします。

なお、ワクチン接種は強制ではなく、事情があつて接種を受けられない場合もあります。その事情をご理解いただき、ワクチン未接種の人に対しては、差別や誹謗中傷などは行わないようお願いいたします。

市民の皆様には引き続き、換気や手洗い、マスクの着用をはじめとした、基本的な感染対策をお願いします。

桐生市長 荒木 恵司

支給手続き

※書類に不備がある場合は、給付が遅れることがあります。

※支給後に支給対象外となったことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。

① 令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

→ 令和3年1月1日以前から桐生市に住民登録のある世帯の場合

対象世帯には、市から給付内容や確認事項を書いた確認書を郵送します。

内容を確認し、桐生市役所総務課へ返送してください。

【確認事項】・記載された給付金振り込み口座情報に誤りがないか

・世帯全員が、住民税が課されている他の親族などの扶養を受けていないか

・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の人がいないか

→ 令和3年1月2日以降に、桐生市に転入した世帯の場合

桐生市の世帯に転入した人がいる世帯の場合

令和3年度の住民税均等割が非課税であるか、市から前住所地に確認をします。住民税非課税世帯だと確認できた世帯に、上記同様の確認書を郵送しますので、内容を確認し、返送してください。確認作業に時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

② 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

申請期間＝2月14日（月）～9月30日（金）

申請方法＝申請書に必要書類を添えて、郵送で総務課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所）へ。申請用紙は、同課、両支所、各公民館、市ホームページにあります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正行為に該当します。不正受給者は詐欺罪に問われることがあります。



キノピー

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに桐生市や官公庁の職員などをかたる不審な電話がかかってきたり、訪問、郵便、メールが届いた場合は、一人で考えず、家族、最寄りの警察署、市役所にご連絡ください。

問い合わせ

制度に関すること

内閣府コールセンター

☎0120 - 526 - 145

時間＝午前9時～午後8時（全日）

申請・振り込みに関すること

桐生市コールセンター

☎0277 - 44 - 8268

時間＝午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）